

鑑定評価書 (令和4年地価調査)

令和 4年 7月 13日提出
藤岡(県)5-1 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	たつき不動産鑑定士事務所
藤岡(県)5-1	群馬県	群馬第2	氏名	不動産鑑定士 立木 圭
鑑定評価額	5,300,000 円	1 m ² 当たりの価格	35,800 円/m ²	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 4年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 4年 7月 11日	(6) 路 線 価	[令和 4年 1月]	31,000 円/m ²
(2)実地調査日	令和 4年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（令和4年地価調査）

令和 4年 7月 13日提出
藤岡(県)5-2 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社海老沼不動産鑑定
藤岡(県)5-2	群馬県	第2	氏名	不動産鑑定士 海老沼 宏次
鑑定評価額	21,700,000 円	1m ² 当たりの価格		41,700 円/m ²

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 4年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 4年 7月 11日	(6) 路 線 価	[令和 4年 1月]	円/㎡
(2)実地調査日	令和 4年 6月 10日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書 (令和4年地価調査)

令和4年 7月 13日提出
藤岡(県)5-3 宅地-1

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	菅谷不動産鑑定事務所	
藤岡(県)5-3		群馬県	第2	氏名	不動産鑑定士	菅谷 隆雄
鑑定評価額		31,900,000 円		1 m ² 当たりの価格		33,300 円/m ²

1 基本的事項

(1)価格時点	令和4年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和4年 7月 10日	(6)路線価	[令和4年1月]路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	令和4年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		1.1倍	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等 藤岡市森字仲沖452番4						②地積(m ²)	959	⑨法令上の規制等						
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	(6)路線価	1.1倍							
	台形 1:1	店舗兼住宅 S2	ロードサイド型店舗 事業所、住宅等の見られる商業地域	南13.5m市道	水道	北藤岡駅 南西方1.1km			(その他)						
(2)近隣地域	①範囲 東0m、西300m、南70m、北50m	②標準的使用	2階建程度の店舗事務所併用地												
	③標準的画地の形状等 間口約30m、奥行約35m、規模	1,000 m ² 程度、形状 ほぼ整形													
	④地域的特性 特記事項	特にない	街路	13.5m市道	交通施設	北藤岡駅 南西方1.1km	(6)路線価	2中専 (60, 200)							
	⑤地域要因の将来予測	近隣のフレスポ藤岡は比較的好調であるが、客足流動性からやや外れており繁華性は高くない。J Aも新たに出店するなど発展の可能性もあるが、閉鎖店舗もあり、地価は下落傾向で暫くはこのまま継続すると予測。													
(3)最有效地の判定	2階建程度の店舗事務所併用地						(4)対象基準地の個別的原因	ない							
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	34,000 円/m ²												
	収益還元法	収益価格	18,400 円/m ²												
	原価法	積算価格	/ 円/m ²												
	開発法	開発法による価格	/ 円/m ²												
(6)市場の特性	同一需給圏は藤岡市の市街地及びその外縁部に位置する商業地域である。主な需要者は地元事業主や県内外でロードサイドビジネスを展開する法人などが中心である。区画整理事業が進行している背後住宅地が比較的人気あり、ある程度地価の下支えにもなっているが、当該地域の収益性やテナント需要の増加等に至っておらず、土地需要は弱含みである。市場の中心的価格帯は取引目的、規模等が多様化しており、把握は困難である。														
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	収益価格は、テナント需要が低迷しており、また募集賃料と成約賃料との乖離も見られるなど、土地価格に見合う賃料水準が形成されていないこと等から比準価格に比較して低めに試算された。一方、比準価格は市内の商業地域に存するものを中心規範性の高いものを採用して得られ説得力を有する。以上のことから比準価格を標準とし、収益価格を比較考慮して、標準地及び指定基準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。														
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 藤岡5-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦標準化補正内訳	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 +1.0 交通 +9.0 環境 +20.5 行政 +4.0 その他 0.0						
	公示価格 46,300 円/m ²	[99.2] 100 [100.0]	100 [100.0] [138.0]	100 [100.0] 100	33,300										
(9)指定からの基準地の検討	①指定基準地番号 富岡(県)5-1	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	⑦標準化補正内訳	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	街路 0.0 交通 +8.0 環境 +0.5 行政 +1.0 その他 0.0						
	前年指定基準地の価格 37,600 円/m ²	[97.2] 100 [100.0]	100 [100.0] [109.6]	100 [100.0] 100	33,300										
(10)対象標準地の検討の前から	①-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 33,700 円/m ²	③価格変動形成要因の	一般的 [要因]	市内の住宅地ではコロナウイルス感染症の影響は殆ど見られなかったが、今後は物価高等による地価への影響が懸念される。											
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²	地 域 要 因	近隣のフレスポ藤岡は概ね順調であるが、顧客の流れからやや外れ繁華性は劣っており、テナント需要は弱含みである。												
	②変動率 年間 -1.2 % 半年間 %	個 別 的 要 因	個別的要因に変動はない。												

鑑定評価書（令和4年地価調査）

令和4年7月13日提出
藤岡(県)9-1 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	不動産鑑定士星事務所		
藤岡(県)9-1	群馬県	群馬第2	氏名	不動産鑑定士 星 憲洋		
鑑定評価額	106,000,000 円	1 m ² 当たりの価格	17,900 円/m ²			

1 基本的事項

(1)価格時点	令和4年7月1日	(4)鑑定評価日	令和4年7月10日	(6)路線価又は倍率	〔令和4年1月〕 路線価	円/m ²
(2)実地調査日	令和4年6月15日	(5)価格の種類	正常価格		1.1倍	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番並びに 「住居表示」等 藤岡市中大塚字瀧前1073番3					②地積 (m ²)	5,938	⑨法令上の規制等					
	③形状 台形 1:2	④敷地の利用の現況 工場	⑤周辺の土地の利用 の状況 製造業を中心とする 区画整然とした工業 団地	⑥接面道路の状況 東9市道	⑦供給 処理施 設状況 水道	⑧主要な交通施設との 接近の状況 群馬藤岡 4km		工專 (60, 200) (その他)					
(2) 近 隣 地 域	①範囲 東90m、西0m、南800m、北400m	②標準的使用 工場地											
	③標準的画地の形状等 間口約60m、奥行約100m、規模	6,000 m ² 程度、形状 長方形											
	④地域的特性 特記 事項 高速道路沿いに造成された 「西部工業団地」	街 路 9.0m市道	9.0m市道 交通 施設	群馬藤岡駅 西方4km	法令 規制	工專 (60, 200)							
	⑤地域要因の 将来予測 製造業を中心とする工業団地として推移しており、今後とも現状維持傾向が続くと予測される。周辺街路の整備が進み インターチェンジへのアクセス性も良好であり、需要は底堅い状況が続くと推測する。												
(3) 最 有 効 使 用 の 判 定	工場地						(4)対象基準地 の個別的原因 ない						
(5) 鑑 定 評 価 の 手 法 の 適 用	取引事例比較法	比準価格 17,900 円/m ²											
	収益還元法	収益価格 / 円/m ²											
	原価法	積算価格 / 円/m ²											
	開発法	開発法による価格 / 円/m ²											
(6) 市 場 の 特 性	同一需給圏は製品の出荷利便性、労働力確保等の代替性が及ぶ範囲として群馬県全域に及ぶと判断される。需要者は関東に拠点を構えることを所望する企業及び地元企業が想定される。高速交通網や首都圏への接近の優位性、物流拠点の需要増加の影響等から工業地の需要は高まりが見られ、需給は安定化しつつある。取引の中心的価格帯は、規模、目的等により多様であるため把握は困難である。												
(7) 試 算 価 格 の 調 整 ・ 検 証 及 び 鑑 定 評 価 額 の 決 定 の 理 由	自社工場が多い地域で自己使用目的での取引が一般的であることから、同一需給圏内の類似地域から自己利用を目的とした取引事例を採用し求められた比準価格は、実証的且つ客観的な価格であり高い説得力を有する。一方で、工場等の賃貸市場は成立していないため収益価格は試算しない。従って比準価格を採用して鑑定評価額を上記のとおり決定した。尚、当該決定額は、指定基準地等との均衡が得られており妥当と判断される。												
(8) 公 示 価 格 と し た る 規 格	①□代表標準地 標準地番号 高崎9-3	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の比 較	⑥対象基準地 の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化 補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +1.0 行政 0.0 その他 0.0					
	公示価格 26,700 円/m ²	[100.4] 100 [101.0]	100 [148.3]	[100.0] 100	17,900			+2.0 +1.0 +44.0 0.0 0.0 0.0					
(9) 指 定 基 準 地 か ら の 検 討	①指定基準地番号 高崎(県)9-1	②時点 修正	③標準化 補正	④地域要 因の比 較	⑤個別的 要因の比 較	⑥対象基準地 の比準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化 補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 +2.0 行政 0.0 その他 0.0					
	前年指定基準地の価格 25,000 円/m ²	[100.8] 100 [102.0]	100 [138.4]	[100.0] 100	17,900			+1.0 0.0 +37.0 0.0 0.0 0.0					
(10) 対 象 基 準 地 の 前 ら の 標 準 価 格 の 検 討	①-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 17,700 円/m ²	③ 価 格 変 動 形 成 要 因 の	一般的 要 因	多野藤岡地域の中心的都市となっているが中心市街地の衰退が目立つ。郊外は大型店の進展等により利便性が向上しつつある。									
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/m ²			I Cや周辺都市へのアクセスが良く、立地条件に優れ工場需要が増加している。									
	②変動率 年間 +1.1 % 半年間 %			個別の 要 因									